

後期高齢者医療の保険料等について

後期高齢者医療課

1. 政策等の背景・目的及び効果

後期高齢者医療制度における保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるよう、各都道府県の広域連合が決定します。令和6年度及び令和7年度における大阪府の保険料率等の改定（案）が、大阪府後期高齢者医療広域連合から示されましたので、報告するものです。

令和5年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」において、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度においても出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入され、必要となる費用について保険料により賄うこととなりました。また、後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率を見直すこととなりました。

なお、低所得層の負担増に配慮するため、賦課限度額や所得に係る保険料率を引き上げる形で負担能力に応じた負担としつつ、激変緩和措置も講じる予定です。

2. 内容

(1) 保険料率等の改定

	令和4・5年度	令和6・7年度(案)※1
均等割額	54,461円	57,172円
所得割率	11.12%	11.75% ※2
賦課限度額	660,000円	800,000円 ※3
一人当たり平均保険料額	87,664円	95,666円 ※4

※1 令和6・7年度(案)は令和6年2月14日の広域連合議会にて審議予定。

※2 年金収入153万円～211万円相当以下の方は、令和6年度に限り10.94%を適用。

※3 令和5年度末に既に被保険者であった方の賦課限度額は、令和6年度に73万円、令和7年度には80万円へ段階的に引き上げ。

※4 一人当たりの平均保険料額の伸び率：9.13%

<参考：保険料推計の基となる推計数値等>

●被保険者数（令和6・7年度平均）

大阪府下 計 約 134万8千人

●保険料賦課総額（1年単位）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{(給付費等総額－国庫} \\ \text{負担金等収入総額) / 2} \\ \hline \text{1,589億1,055万円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{予定保険料収納率} \\ \hline \text{99.41\%} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料減免額} \\ \hline \text{1億7,339万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料賦課総額} \\ \hline \text{1,600億2,710万円} \\ \hline \end{array}$$

(2) 医療保険制度の見直しの内容について

① 出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者の保険料で負担

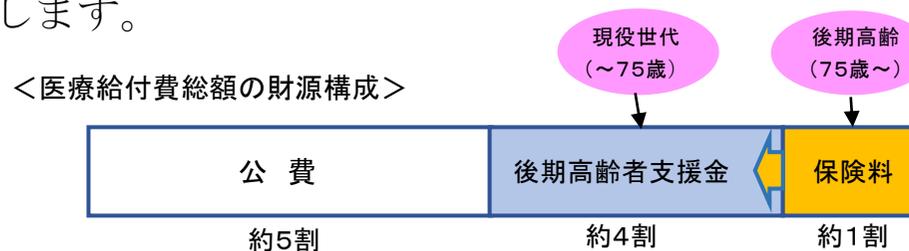
健康保険等における出産育児一時金の増額（令和5年4月1日～。42万円→50万円）に関して、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度も出産育児一時金に係る費用の一部（対象額の7%）を支援する仕組みが導入され、必要となる費用について後期高齢者の保険料により賄うこととなりました。なお、令和6・7年度はその費用を1/2（対象額の3.5%）におさえて負担増を抑制します。

② 現役世代の負担上昇抑制のため、後期高齢者負担率の設定方法を見直し

現行の後期高齢者負担率の設定方法では、現役世代人口の減少のみに着目しており、制度導入以降、現役世代の負担（後期高齢者医療支援金）が大きく増加し（制度創設時と比べて現役世代は1.7倍、後期高齢者は1.2倍の水準）、当面その傾向が続く一方で、長期的には、後期高齢者人口の減少局面においても、後期高齢者負担率が上昇し続けてしまう構造となっています。

後期高齢者世代、現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、「後期高齢者一人当たり保険料」と「現役世代1人当たり後期高齢者支援金」の伸び率が同じになるよう、後期高齢者負担率の設定方法を見直し、全ての世代で公平に支え合う仕組みとします。

「後期高齢者負担率」とは、後期高齢者に係る「医療給付費総額」に充てる保険料の割合。

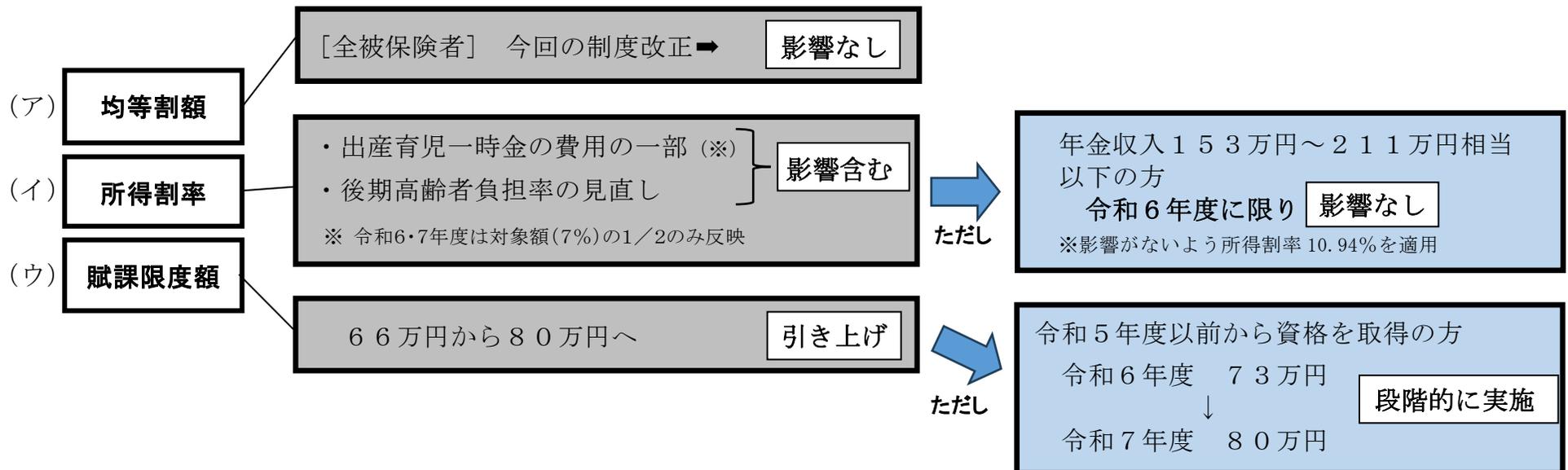


これらの医療保険制度の見直しに伴う保険料負担の増加に関して、低所得者層の負担増に配慮し、負担能力に応じた負担となるよう、次の激変緩和措置が予定されています。

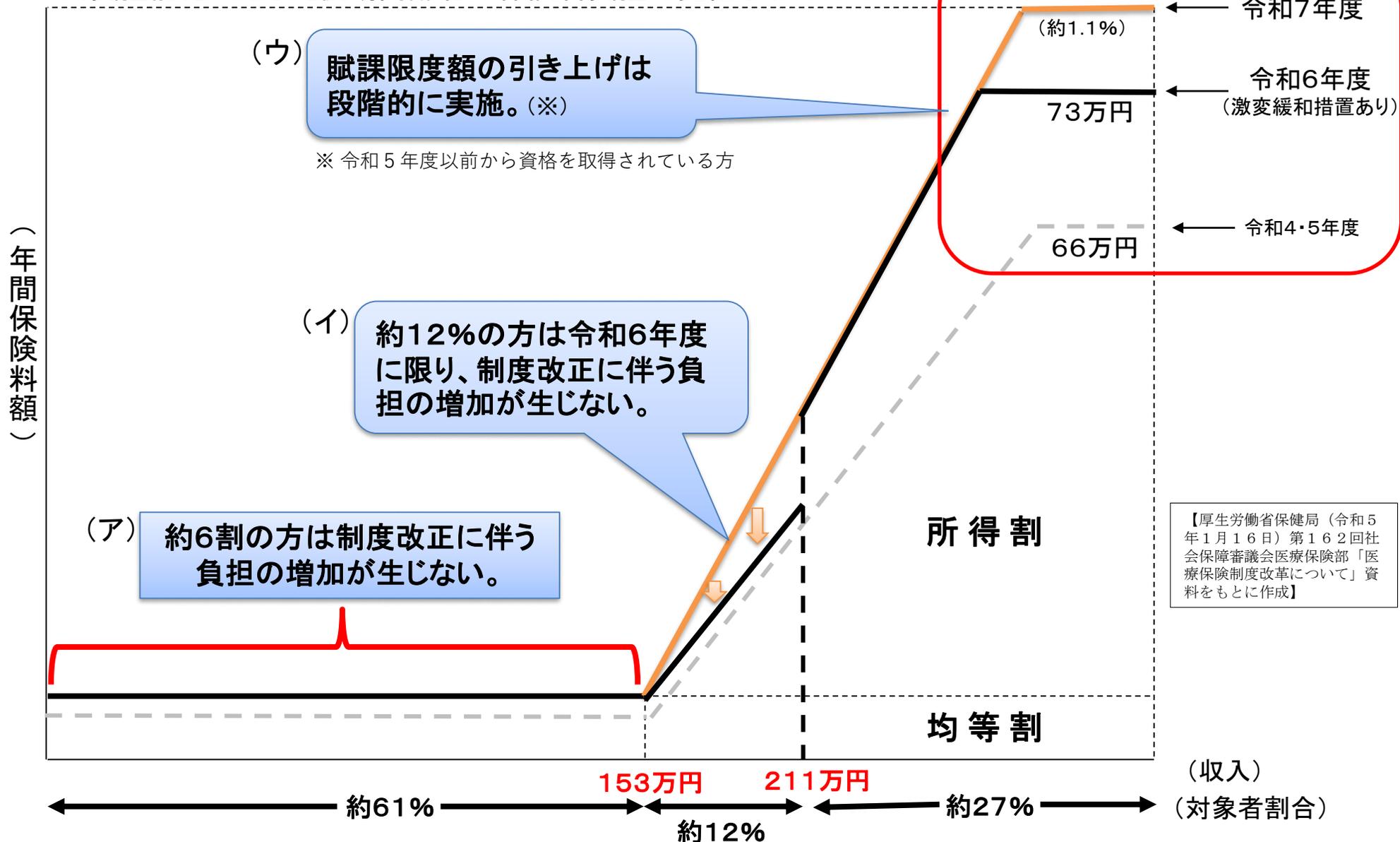
③負担能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直し（激変緩和措置）

- (ア) 全ての被保険者が負担する定額部分（均等割額）について、今回の制度改革による影響はありません。
- (イ) 所得に応じて負担する定率部分（所得割率）は、一定以下の所得の方（年金収入153万円～211万円相当以下の方）を対象に、令和6年度に限り、今回の制度改革による影響はありません。
- (ウ) 年収約1000万円を超える方を対象とした賦課限度額は、今回の制度改革の影響を受ける中間所得者層に配慮するため、80万円に引き上げられます。ただし、急激な負担増とならないよう、令和5年度以前から資格を取得されている方については、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円と、段階的な引き上げを実施いたします。

<制度改革の影響および激変緩和措置の内容>



<負担能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直しイメージ>



3. 実施時期

- (1) 保険料率等の改定 令和6年4月1日 (令和6年度の保険料の決定通知書は7月に送付)
- (2) 医療保険制度の見直し 同上 (令和6・7年度の保険料率に反映)

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」
施策目標6 「誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち」



5. 関係法令・条例等

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

枚方市後期高齢者医療に関する条例

6. その他

市民への周知については、広報ひらかた・ホームページに掲載するほか、保険料の決定通知書の送付時に、それぞれの詳しい説明資料を同封し送付します。